

市工連

工業会・産業会 会員の皆さまへ

2016年度

団体労災上乘せ保険

(労働災害総合保険)

ご加入のご案内

貴社従業員の方の...

業務上の事故



通勤途上の事故



市工連 団体労災上乘せ保険の特長

1. 労災事故に対する補償制度
2. 団体割引10%と過去の損害率による割引40%を適用
3. 手軽な保険料で大きな補償が得られます！
(従業員1名 年額1,000円から！)
4. 保険料は全額損金処理ができます！
(今後の法改正により、変更となる場合があります。
詳しい手続きは、税理士等にご確認ください。)
5. 健康診断の必要もなく、契約手続きが簡単です！

一般加入保険料と比べ

46.0%

割引適用

福利厚生充実により、経営の安定ならびに優秀な人材の確保ができます。

工業会・産業会名

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
大阪北支店 本町支社

〒541-8545 大阪市中央区瓦町4-1-2
損保ジャパン日本興亜大阪ビル6階
TEL: 06-6227-4028 FAX: 06-6201-1621

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱代理店】

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社
大阪支店 (幹事取扱代理店)

〒541-8545 大阪市中央区瓦町4-1-2
損保ジャパン日本興亜大阪ビル10階
TEL: 06-6210-2852 FAX: 06-6210-2853

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

公益社団法人 **大阪市工業会連合会**

市工連 団体労災上乗せ保険の概要

労働災害総合保険（法定外補償）

1. 保険契約者 公益社団法人 大阪市工業会連合会
2. 被保険者 各工業会、産業会の会員かつ政府労災保険加入事業所(※)
(加入対象者) ※労働者を一人でも雇用する場合、原則として加入が義務付けられています。
3. 補償内容 被保険者の被用者（従業員：事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者）の方が、業務上災害または通勤災害によって死亡されたり、後遺障害を被られたり、休業された場合に、政府労災保険等の上乗せ補償として、企業が従業員または遺族の方に給付する補償金を保険金として企業にお支払いします。

近年交通事故と同水準の多くの死傷者を出している労災事故について、その遺族や被災者の生活の窮乏が社会的な問題となっており、高額な補償を求めて訴訟を起こすケースも増えております。

このような情勢を反映し、多くの企業では、政府労災保険とは別に独自の上乗せ補償を行っており、その補償額も年々高額となっております。

なぜ労災上乗せ保険が必要なのでしょう？

●政府労災保険だけでは不十分です。

政府労災保険の補償は、年金払いが中心で、一時金に換算すると自賠責保険(強制保険)より少ないケースがほとんどです。

●優秀な人材・労働力の確保のために、福利厚生の実を！

優秀な人材・労働力の確保の為に、福利厚生の実は必須であるといえます。

労災上乗せ保険はこんな時、お役に立っています！

<労災業種別支払事故例集>

2010年損保ジャパン日本興亜事故データより

業種	事故概要	事故内容	性別	年齢	支払保険金 (千円)
建設・土木・設備工事	走行クレーン移動作業中、作業員がバケットごと落下し死亡	走行クレーン移動作業のため、被災者が高所作業車で移動しワイヤーを取り付け、クレーンが2階部分に吊り上がった時、バランスが崩れて傾きワイヤーが破断、クレーンが落下し高所作業車のバケットに当たった。被災者はバケットとともに2階床に落下、さらに1階土間コンクリートに落下し死亡した。	男		40,000
化学・医薬品製造	巻き取り機で作業中、シャフトに巻き込まれ圧迫死	焼成後のACFシートを巻き取り機にてロールしていたところ、巻き取り機の紙管チャック（巾止め）のL字ボルトに作業員が引っ掛かり、シャフトに巻き込まれ胸部が圧迫され作業員が死亡した。発見された状況より、被災者は何らかの理由で回転中の機械の内部に入り作業していたと考えられる。1人の作業場であり、また稼働時間が1日5～10分程度であったため目撃者はいなかった。	男	33	25,000
金属機械電気製造	業務負荷による過労死	屋間、自宅にて、致死性不整脈により死亡した。業務による明らかな過重負荷を受け、過労死による死亡として判断し有責。（契約種類：法定外補償定額）（業種：各種自動制御機器類の設計・施工・調整・保守）	男		23,000
農業・林業・漁業	豚舎で作業中、電線に接触し死亡	豚舎で作業中、200Vの電線に接触してしまい感電し、死亡した。	男	66	20,400
金属機械電気製造	鋳鋼工場にて、溶鉄が作業員にかかり死亡	鋳鋼工場にて、運搬用の容器から溶鉄が床面にこぼれた際、作業中の従業員が逃げ遅れ、全身熱傷によって死亡した。	男	41	20,000
建設・土木・設備工事	ベルトコンベアの点検時、作業員が挟まれ死亡	砕石洗浄プラントにてベルトコンベアの点検の際、作業員がベルトコンベアの下ローラーに挟まれ、胸部を圧迫され窒息死した。現場は足場が不安定で、安全カバーが取り付けられていなかった。	男	53	20,000
建設・土木・設備工事	天井クレーン走行レール取替工事中、レールが落下し作業員が死亡	工場の天井クレーン走行レール取替工事中において、レールを引き出すためにウィンチワイヤーをレール先端に接続し、ウィンチドラムに巻き取る際、レールが落下した。レールは現場を歩いていた下請の作業員を直撃し、作業員が死亡した。	男	62	20,000

補償の対象となる方は？

- ①正規従業員
- ②臨時雇(アルバイト・パート等)で政府労災保険に加入している者
※臨時雇を除外することも可能です。
- ③政府労災保険に特別加入している事業主、役員、家族従業員

お支払いする保険金

死亡補償保険金

後遺障害補償保険金

休業補償保険金 (注)

保険期間中に発生した政府労災保険の給付対象となる労災事故（業務上災害および通勤災害）を対象とします。この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上・業務外の認定、後遺障害の等級および休業の期間等については政府労災保険等の認定に従います。

※保険金は、その全額を被災従業員またはその遺族に補償金としてお支払いいただきます。その際、被災従業員またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。

※保険金は健康保険・加害者からの賠償金の有無とは関係なくお支払いします。

※同一の従業員が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

(注)休業補償は1,000円プランには含まれておりません。セットをご希望される場合は別途損保ジャパン日本興亜にご相談いただきますようお願いいたします。（保険金額建プランでのお引受けとなります。）

(注)休業補償は、政府労災保険と同じく、療養のため休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間を対象とし、1,092日分を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。
詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。
- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害（天災危険担保特約条項をセットしない場合）
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾病による被用者の身体障害
（職業性疾病担保特約条項を付帯しない場合）
- ⑦石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害
（下請負人担保特約条項を付帯しない場合）
- ⑨賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金
- ⑩被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害

保険料と保険金額

以下の2プランのいずれかをお選びください。

- 保険料建プラン・・・従業員1名につき年額保険料1,000円を1口として計算します。

※災害補償規程の定めがない場合のみ、ご契約いただけます。

保険金額6,000万円が限度となります。詳細は別紙保険金額表(1,000円プラン)をご参照ください。

- 保険金額建プラン・・・保険金額を下記(例)のように設定して計算します。

※災害補償規程の定めがある場合のみ、ご契約いただけます。

保険金額は災害補償規程の金額限度が限度となります。

*法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。規程を定めている場合は、法定外補償条項（保険）については、規程に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。詳細は各工業会、産業会または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

保険金額例

<例>従業員20名の企業（機械器具製造業：事業コード56）の場合

これだけの補償で 年間保険料

死	亡	2,000万円
後遺障害	1 級	2,000万円
	2 級	2,000万円
	3 級	2,000万円
	4 級	1,600万円
	5 級	1,400万円
	6 級	1,200万円
	7 級	1,000万円
	8 級	800万円
	9 級	600万円
	10 級	400万円
	11 級	200万円
	12 級	120万円
	13 級	80万円
	14 級	40万円

46.0%割引

243,520円

過去の損害率による割引 40% 団体割引 10%

※個別契約で加入されると年間保険料は

450,960円 となります。（割引適用がない場合）

今回の割引率は前年のご加入の人数・損害率によるものです。次年度以降保険料(保険金額)が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

*通勤災害担保（業務上補償と同額）

労災総合保険（使用者賠償責任）の概要

46.0%割引

被保険者（注1）の被用者（注2）が、業務上災害によって被った身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）について、被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、保険金額を限度として、被保険者に保険金（注3）をお支払いします。

（注1）被保険者とは、事業主（企業）をいいます。

（注2）被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者（正規従業員、アルバイト、パートタイマー等）のうち、保険証券に記載された者をいいます。役員、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項を付帯することにより保険の対象にできる場合があります。

（注3）訴訟や調停となった場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても、賠償保険金の外枠で保険金の対象となります。（必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。）ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償額に対する割合をもってお支払いします。

（注4）被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。

保険金のお支払いについて

労働災害に関し、企業側が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害賠償金や費用について保険金としてお支払いします。

●被災従業員またはその遺族に払うべき損害賠償金

●争訟費用

- この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。（注）
- また、業務上災害の認定、後遺障害の等級、および休業の期間等については、政府労災保険等の認定に従います。
- （注）使用者賠償責任条項の費用保険金（争訟費用や弁護士報酬など）のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払い対象とはなりません。事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- 損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額のみをお支払いします。
政府労災保険等から支払われるべき金額・自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額・法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づいて支払われるべき金額・法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額

補償内容イメージ

法定外補償規定がある場合

使用者賠償責任
法定外補償
政府労災保険 （法定補償）

法定外補償規定がない場合

使用者賠償責任
政府労災保険 （法定補償）

補償内容と保険料（ご加入例）

【保険料例】 ■機械器具製造業（事業種類コード 56） ■法定外補償なし ■賃金総額1億円

■保険期間1年、団体割引10%、過去の損害率による割引40%

保険金額	1名につき5,000万円	1事故につき1億円の場合⇒年間保険料	265,160円
		（通常加入の保険料	491,040円）

★法定外補償と同時に加入される場合は、さらに保険料割引ができる可能性がありますので、詳細は別途お問い合わせください。

●ご加入方法⇒①法定外補償+使用者賠償責任 ②使用者賠償責任のみのご契約

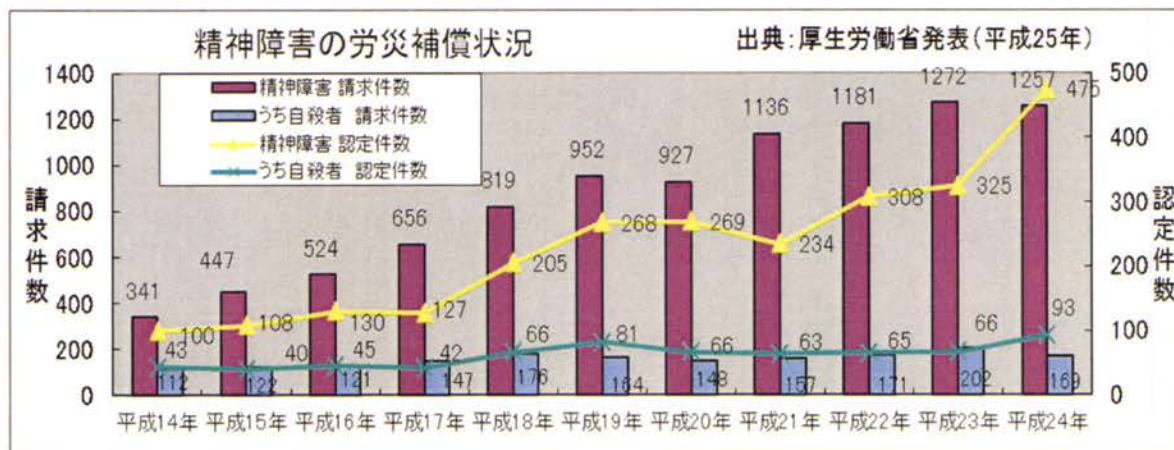
保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由に起因する被用者の身体の障害については、保険金をお支払いできません。
 - 契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意
 - 戦争、暴動などの事変および地震・噴火またはこれらによる津波による身体障害の場合
 - 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用 ・風土病 ・職業性疾病
- 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害
- 次に該当する損害賠償金または費用
 - 被用者またはその第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ負担しない損害賠償
- 休業補償について賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する損害賠償については保険金をお支払いできません。
- 労災保険法等によって給付を行った被保険者（国家）が求償権の行使または費用の請求をすることによって、負担する金額については保険金をお支払いできません。

高まる企業の使用者賠償リスクに対する備えは万全ですか？

平成20年3月 労働契約法第5条に安全配慮義務が明文化されました。

社会の権利意識・賠償意識の高まりを反映して、過労死や過労自殺をとげた従業員の遺族から、企業に対して損害賠償を求めるケースが増加しています。このような社会環境のもと、「労働者に対する安全配慮義務」という考え方をベースとして、使用者としての責任を強く求められる事例が増加しています。



判決事例

使用者の
責任増大！

訴訟件数・認定
件数の増大！

訴訟費用・
賠償金額高額！

【判決】
約4,000万円

長距離運送の仕事中にくも膜下出血で亡くなったトラック運転手(男性・当時43歳)の遺族3人が勤務先を相手に訴訟提起。会社側が休憩場所など適切な労働条件を確保せず、長時間の過重な労働を強いており、会社に安全配慮義務違反があったとして、約4,000万円の支払いを命じた。

【判決】
約1億1千万円

長男(当時24歳)が勤務中に自殺したのは過酷な労働で精神的に追いつめられたためだとして、母親が勤務先食品会社を相手に提訴。過労とうつ病による自殺との間に相当因果関係があり、会社は安全配慮の義務を怠ったとして、約1億1千万円の支払いを命じた。

高額化する賠償金の財務的手当として『使用者賠償責任保険』をおすすめします！

労働災害総合保険（使用者賠償責任）のメリット

- 1.労働災害に関し、被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金のほか、弁護士報酬など解決のために要した費用もお支払いの対象となります。
- 2.政府労災保険の認定を受けた脳・心臓疾患等（過労死）や精神疾患等の疾病に対する賠償責任についても補償の対象となります。

お見積りにあたりご提出いただきたい資料

- ☐ 労働保険概算・確定保険料申告書
- ☐ 災害補償規定の写し
- ☐ 労働災害総合保険または傷害保険にご加入されている場合は保険証券の写し
- ☐ (建設業の場合) 年間完成工事高のわかる資料の写し など

ご加入の手続き

●加入資格者

市工連加盟(各地区工業会・産業会加盟)の企業で、政府労災保険に加入している事業所であれば加入できます。

●加入方法

加入を希望される方は<加入依頼書>に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、各工業会、産業会または損保ジャパン日本興亜までご連絡(FAX)してください。また、本保険につき詳しいご説明をお聞きになりたい方もお気軽にお電話ください。

ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

(注)・この保険は、従業員を無記名で加入できます。原則として政府労災保険加入者全員について加入していただきますので、直近の「労働保険確定保険料申告書」に基づいて人数を申告してください。なお、特別加入者を補償の対象に場合は、政府労災保険に申請しているすべての特別加入者の人数を別途申告していただきます。

- ・加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- ・保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- ・ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)被保険者、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

- ・以下の場合には、あらかじめ(注)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

②法定外補償規定の新設または変更をする場合

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合はあらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合には損保ジャパン日本興亜まで通知する必要はありません。)

- ・ご契約者(加入者)の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
- ・加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

●加入申込締切日

2016年8月17日(水)

- ・中途加入の補償開始は、保険料振込着金月の翌月5日午後4時からとなります。
- ・締切日以降の申込は中途加入となります。

●保険料振込締切日

2016年8月19日(金)

●保険期間

2016年9月5日午後4時～2017年9月5日午後4時

●保険料振込先

みずほ銀行 大阪支店 普通 3421792

ナカノ タカオ
大阪市工連労災保険口 専務理事 中野 隆夫

※振り込み手数料はご加入者負担となります。

万一事故にあわれたら

●万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 <1>事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度
 <2>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記1から6のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これは提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●使用者賠償責任条項の場合

- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。
 事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 (注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- 使用者賠償責任条項の保険金請求権に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関しては、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写) など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲等が確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領証 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 など

(注) 事故(災害)の内容(ケガの程度)または身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)：24時間

*上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

○このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

○ご契約者（加入者）以外に補償の対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合にはその方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

○本制度は、公益社団法人大阪市工業会連合会を保険契約者とし、損保ジャパン日本興亜と締結する労働災害総合保険契約に基づきます。

○取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

○個人情報の取扱いについて

- ・保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- ・損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行なうために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保険医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sink.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

○指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料> | P電話からは03-4332-5241をご利用ください。

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

その他ご注意ください

- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。
- 休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。
- 以下の場合には、あらかじめ（注）取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
 - ①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
 - ②法定外補償規定の新設または変更をする場合（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパン日本興亜まで通知する必要はありません。）
- ご契約者（加入者）の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
- 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事案の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者の最近の労働保険年度（建設事業以外の場合）または会計年度（建設事業の場合）における保険料算出基礎数値（平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等）となっており、保険期間終了後の保険料の精算はありません。
（注）ご契約時に、保険料算出基礎数値（平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等）につきまして正確にご申告ください。
- この保険（労働災害総合保険）は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）制度の対象ではありません。